○四国地方整備局告示第百三十一号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十一年十一月三十日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十一年十一月三十日　四国地方整備局長　足立　敏之

(一)　道路の種類　一般国道

(二)　路線名　五十六号

(三)　道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長
四万十市古津賀字西池向一六〇五番一から同市右山字明治三〇七番一まで	前	二二・一〇～八八・〇〇メートル	〇・五〇一キロメートル
	後	二二・一〇～七〇・四六メートル	〇・五〇一キロメートル

(四)　図面縦覧場所　四国地方整備局及び同局中村河川国道事務所

○四国地方整備局告示第百三十二号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十一年十一月三十日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十一年十一月三十日　四国地方整備局長　足立　敏之

路線名	供用開始の区間	図面縦覧場所
五十六号	四万十市古津賀四丁目四番から同市右山字明治三二五番五まで	四国地方整備局及び同局中村河川国道事務所

供用開始の期日　平成二十一年十一月三十日

○九州地方整備局告示第百三十号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十一年十一月三十日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十一年十一月三十日　九州地方整備局長　岡本　博

(一)　道路の種類　一般国道

(二)　路線名　三十四号

(三)　道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長
鳥栖市西新町字所熊一四二二番六三から同市村田町五反三歩字五反三歩一四八三番三まで	前	一一・九〇～一四・五〇メートル	〇・一四四キロメートル
	後	一一・一〇～一四・一〇メートル	〇・一四四キロメートル

(四)　図面縦覧場所　九州地方整備局及び同局佐賀国道事務所

○九州地方整備局告示第百三十一号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十一年十一月三十日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十一年十一月三十日　九州地方整備局長　岡本　博

路線名	供用開始の区間	図面縦覧場所
三十四号	鳥栖市西新町字所熊一四二二番六三から同市村田町五反三歩字五反三歩一四八三番三まで	九州地方整備局及び同局佐賀国道事務所

供用開始の期日　平成二十一年十一月三十日

公　告

諸　事　項

特恵関税に関する特定特恵鉱工業産品等の輸入額等の公告

関税暫定措置法施行令（昭和35年政令第69号）第32条の規定に基づき、平成21年4月1日から平成21年10月31日までの間における特定特恵鉱工業産品等の輸入額等を次のように公告する。

平成21年11月30日　財務大臣　藤井　裕久

特定特恵鉱工業産品等の輸入額等

（平成21年4月1日から平成21年10月31日まで）

項名	品目	主な品名	限度額等	輸入額等	単位	係数	備考
1	関税定率法別表（以下この表において「関税率表」という。）第2825・80号に掲げる物品のうち三酸化アンチモン	三酸化アンチモン	2,902,044	736,500	KG	0.0	平成21年6月16日適用停止中華人民共和国
2	関税率表第2849・10号に掲げる物品 関税率表第2849・90号に掲げる物品のうち炭化ほう素、炭化タンタル及び炭化タングステン以外のもの 関税率表第2852・00の2の(3)に掲げる物品のうち水銀の炭化物	カーバイド等	800,248	427,706	千円	0.0	平成21年5月16日適用停止中華人民共和国
3	関税率表第2905・44号に掲げる物品	ソルビトール	1,097,602	429,366	千円	0.2	平成21年7月16日適用停止中華人民共和国
4	関税率表第2906・11号に掲げる物品	メントール	277,897	164,325	千円	0.8	平成21年5月16日適用停止中華人民共和国 平成21年10月16日適用停止インド
5	関税率表第2918・14号に掲げる物品	くえん酸	179,773	507,193	千円	0.6	平成21年5月16日適用停止全特恵受益国等
6	関税率表第2918・15号の1に掲げる物品	くえん酸カルシウム	9,844	10,754	千円	0.0	平成21年6月16日適用停止全特恵受益国等